

人事行政の運営等の状況

旭川市の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数

(1) 採用・退職者数の状況

		平成30年度	令和元年度(5月1日現在)
採 用	事務	44人 (19人)	28人 (12人)
	一般技術(土木建築)	20人 (3人)	10人 (4人)
	保育士	1人	0人
	医師	15人	18人
	薬剤師	1人	1人
	獣医師	1人 (1人)	2人 (1人)
	栄養士	—	—
	診療放射線技師	—	—
	臨床工学技士	—	—
	臨床検査技師	— (2人)	2人 (1人)
	理学療法士	—	1人
	作業療法士	1人	—
	言語聴覚士	—	—
	精神保健福祉士	—	1人
	保健師	2人	—
	看護師・助産師	18人 (2人)	23人 (1人)
	消防	12人 (1人)	11人 (5人)
	計	115人 (28人)	97人 (24人)
	退 職	定年	39人
勸奨		12人	
自己都合		49人	
その他		6人	
計	106人		

※採用欄の()内は、再任用職員の数(外数)です。

(2) 所属部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	令和元年		
一 般 行 政 部 門	議 会	20人	20人	0	◎増加 ・総務課統計担当の体制強化 ・プレミアム商品券対応 ・地場産センター担当部長設置 ・用地課の体制強化 ◎減少 ・管財課の体制見直し ・人事課の体制見直し ・行政改革課の体制見直し ・情報政策課の体制見直し
	総 務	399人	391人	▲8	
	税 務	128人	126人	▲2	
	民 生	359人	362人	3	
	衛 生	242人	236人	▲6	
	労 働	5人	5人	0	
	農林水産	77人	77人	0	
	商 工	73人	73人	0	
土 木	241人	244人	3		
	小 計	1,544人	1,534人	▲10	
政 特 部 別 門 行	教 育	244人	235人	▲9	
	消 防	404人	406人	2	
	小 計	648人	641人	▲7	

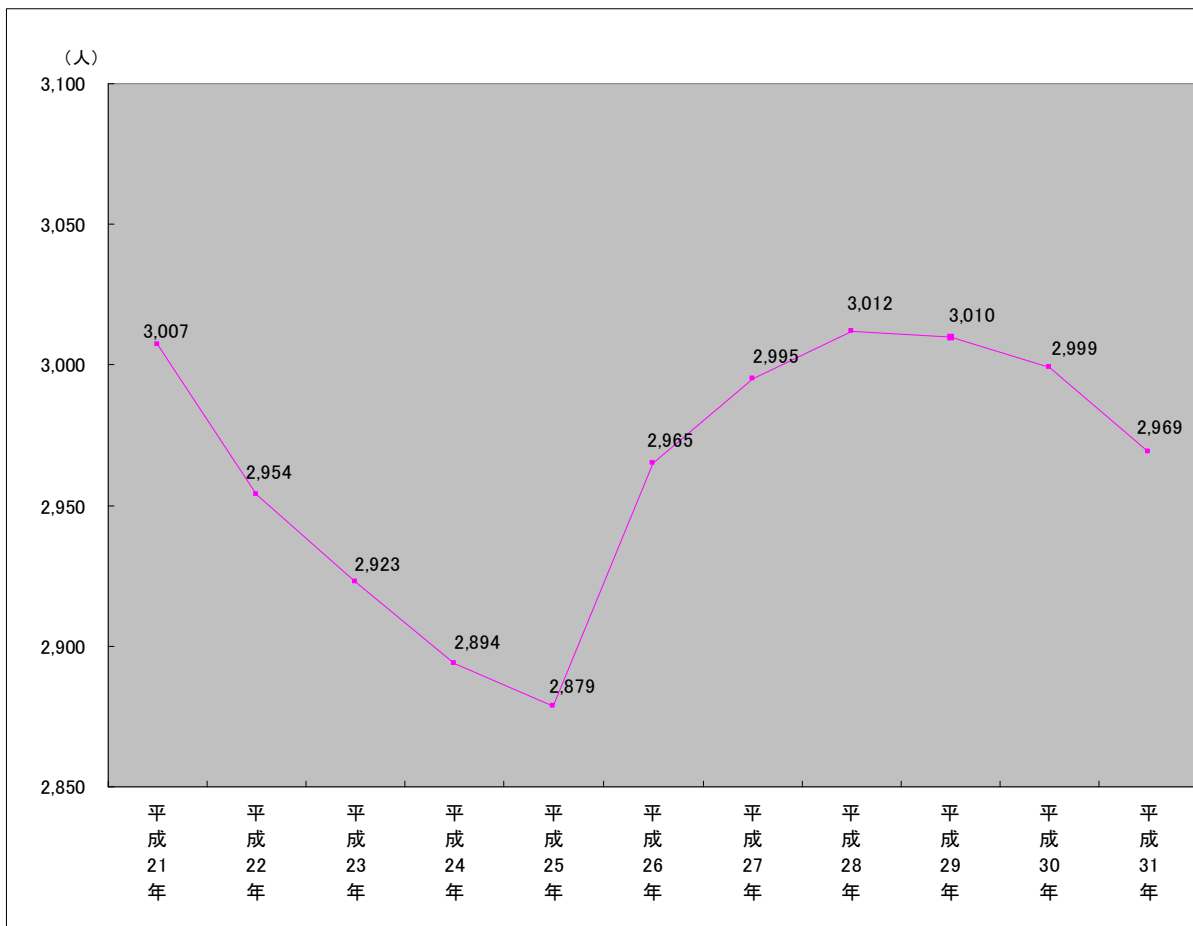
会計営業等 部門	病院	546	539人	▲7	・公共施設マネジメント課の体制見直し ・市営住宅課の体制見直し ・保健総務課の体制見直し
	水道	99人	99人	0	
	下水道	71人	67人	▲4	
	国保、介護保険 後期高齢者	91人	89人	▲2	
	小計	807人	794人	▲13	
合計	2,999人	2,969人	▲30		

※ 職員数は、総務省の地方公共団体定員管理調査による、一般職に属する職員数であり、北海道等からの派遣職員（平成30年、令和元年ともに3人）、再任用短時間勤務職員（平成30年は8人、令和元年は4人）を除きます。

(3) 職員数の推移

職員数については、平成26年度以降、消防の広域化や再任用職員のフルタイム化などにより増加しましたが、近年は削減を進め、再び減少傾向にあります。今後も指定管理者制度の導入や業務の外部委託の拡大等を進め、簡素で効率的な事務の執行に努めます。

(各年4月1日現在)



2 職員の人事評価の状況

職員が職務を遂行した能力や挙げた業績を把握し、職員の勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を、課長職以上の管理職は平成20年12月から、管理職以外の職員は平成28年10月から、平成29年1月からは再任用職員に導入しています。

3 職員の給与

(1) 給与のしくみ

		給 与	
毎月決まって支給されるもの	給 料	職務と責任の度合いに応じて給料表に定められている額で、民間企業での基本給に相当	
	扶 養 手 当	扶養親族がいる職員に支給 民間企業での家族手当に相当	
	住 居 手 当	住宅を借り受け、又は所有する職員に支給	
	通 勤 手 当	通勤のため交通機関又は交通用具を利用する職員に支給	
特別な職務や特殊な勤務に就いたときに支給されるもの	管 理 職 手 当	課長職以上の職員に支給	
	特殊勤務手当	著しく特殊な業務に従事した職員に支給	
	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給	
	休日勤務手当	休日（国民の祝日等）に勤務した職員に支給	
	夜間勤務手当	正規の勤務時間として22:00～翌5:00までの間に勤務した職員に支給	
	その他の手当	単身赴任手当等	
一定の時期に支給されるもの	期末・勤勉手当	民間企業での賞与等（ボーナス）に相当	
	寒冷地手当	民間企業での燃料手当に相当	
	退 職 手 当	退職した職員に支給される一時金	

(2) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬のほかに、共済費（民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当）等を含む経費をいいます。

なお、平成30年度の人件費率は12.5%です。

区 分	歳出額 (A)=(B)+(C)	人件費 (B)	人件費以外 (C)	人件費率 (H30年度) (B)/(A)	人件費率 (H29年度)
	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	155,177,264 (100.0%)	19,466,522 (12.5%)	135,710,742 (87.5%)	12.5	12.3

※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を一つの会計としてまとめたものです。

(3) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計予算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものです。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)÷(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和元年度	人 2,180	千円 8,163,775 (61.3%)	千円 1,913,815 (14.4%)	千円 3,230,302 (24.3%)	千円 13,307,892 (100.0%)	千円 6,105

※1人当たり給与費とは、職員給与費を職員数で割った金額です。

(4) ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
平成30年4月1日現在	99.0	100.2	99.1
平成25年4月1日現在	107.0	108.4	106.6
(参考値)	(98.9)	(100.1)	(98.5)

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※「参考値」は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

(5) 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額状況 (平成31年4月1日現在)

区分	決定初任給	経験年数			
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
一般 大学卒	180,700円	217,632円	294,581円	376,380円	415,735円
行政職 高校卒	148,600円	176,740円	257,551円	347,988円	393,951円

※決定初任給とは、卒業後直ちに採用された者に適用される給料月額をいいます。

※一般行政職とは、行政職給料表の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたものをいいます。

(6) 職員の平均給料月額及び平均年齢状況 (平成31年4月1日現在)

区分	旭川市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	315,188円	42.8歳	329,433円	43.4歳

(7) 一般行政職の級別職員の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数	構成比	1年前の構成比
1級	係員	100人	6.5%	7.0%
2級	係員	176人	11.5%	12.8%
3級	主任・係長	396人	25.8%	25.5%
4級	主任・係長・課長補佐	605人	39.5%	39.7%
5級	課長補佐	65人	4.2%	3.5%
6級	課長	84人	5.5%	5.7%
7級	課長・次長	74人	4.8%	3.9%
8級	次長・部長	33人	2.2%	1.9%
9級	部長			
計		1,533人	100.0%	100.0%

※旭川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況

区分	旭川市	国
期末手当 勤勉手当	(令和元年度支給割合) 期末手当 1.3 月分 (0.725 月分) 勤勉手当 0.925 月分 (0.45 月分) 12月期 1.3 月分 (0.725 月分) 0.925 月分 (0.45 月分) 計 2.6 月分 (1.45 月分) 1.85 月分 (0.9 月分) 職制上の段階、職務の級等による加算あり	同じ
	寒冷地手当 51,700円 ~ 131,900円	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月 勤続25年 28.0395月 勤続30年 39.7575月 最高限度額 47.709月 その他の加算措置 退職前の役職等による調整額あり 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	同じ 退職前の役職等による調整額あり 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)

退職手当	1人当たりの平均支給額 自己都合 1,698千円 勸奨・定年 20,501千円	— —
扶養手当	・配偶者 (行政職給料表7級以下) 6,500円 (行政職給料表8級以上) 3,500円 ・子 1人10,000円 ・扶養親族(配偶者及び子を除く) (行政職給料表7級以下) 1人 6,500円 (行政職給料表8級以上) 1人 3,500円 (16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)	同じ
住居手当	・借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 (家賃3,000円を超える者に限る) ・持家の場合 2,000円	・借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 (家賃12,000円を超える者に限る) ・持家の場合 手当なし
通勤手当	・交通機関の利用者 運賃等相当額を支給 限度額50,000円 ・交通用具の利用者 自家用車等の使用距離に応じて 2,000円～31,600円の範囲で支給	・交通機関の利用者 運賃等相当額を支給 限度額55,000円 ・交通用具の利用者 自家用車等の使用距離に応じて 2,000円～31,600円の範囲で支給

※期末手当・勤勉手当欄の()内は、再任用職員の支給割合です。

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した、全職種、全職員に支給された額の平均です。

		区 分	全職種
特殊勤務 手 当 〔平成30 年 度〕		職員全体に占める手当支給職員の割合	40.2% (普通会計分 32.3%)
		支給対象職員1人当たり平均支給年額	178,799円 (普通会計分 91,627円)
		手当の種類(手当数)	39種類
	代表的な 手当の名称	支給額が多い手当	・夜間看護手当 ・救急勤務医手当 ・消防活動等手当 ・病院等医療業務手当 ・社会福祉業務手当
	支給されている 職員数が多い手当	・消防活動等手当 ・病院等医療業務手当 ・社会福祉業務手当 ・夜間看護手当 ・税務手当	

時 間 外 勤 務 手 当	平 成	支給総額	824,566千円
	30年度	職員1人当たり支給年額	307千円
	平 成	支給総額	769,469千円
	29年度	職員1人当たり支給年額	282千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当は含まれません。

※職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

4 職員の勤務時間とその他の勤務条件

(1) 勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分～1時

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
日	日	人	日	%
110,996.1	32,211.9	2,939	11.0	29.0

※総付与日数には、前年度からの繰越し分を含みます。

※全対象職員数とは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの全期間在職した職員の数です。

5 職員の休業

職員の各種休業制度の平成30年度の取得状況は、次のとおりです。

休業の種類	延べ人数
育児休業	98人
修学部分休業	0人
自己啓発等休業	1人

6 職員の分限及び懲戒処分

平成30年度に行った職員に対する分限と懲戒処分は、次のとおりです。

(1) 分限

処分の種類	事由	延べ人数
休職	心身の故障	109人

※延べ人数とは、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上した人数です。

(2) 懲戒

(人)

処分の種類	事由		計
	公務上	公務外	
免職	0	0	0
停職	0	1	1
減給	0	1	1
戒告	1	1	2
計	1	3	4

7 職員の服務

地方公務員法や旭川市職員服務規程のほか、平成20年度から施行した「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」に基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に務めております。

平成30年度における主な取組は、次のとおりです。

- ・ 各部局長宛に通知
夏期、年末及び旭川市長選挙前にそれぞれ文書による通知を行い、法令遵守や綱紀の保持等の周知徹底を図った。
- ・ 職員研修の実施
旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例に係る全体研修を1回、職場研修を16回実施した。

8 職員の退職管理

退職した元職員からの働きかけを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況について届出を受け、例年7月にホームページで公表しています。

9 職員の研修

研修には、基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、平成30年度に実施した主な研修は次のとおりです。

(人)		
区分	主 な 研 修 名	受講者延べ人数
基本研修	新採用職員研修、採用3年次研修、新任係長職研修、新任課長職研修	389
特別研修	評価者研修、政策形成研修、各種実務研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修ほか	1,680
派遣研修	国や道、民間企業など各団体への派遣、市町村アカデミーや北海道市町村職員研修センター派遣ほか	30
職場研修	各職場の課題等の専門的研修ほか	1,931

10 職員の福祉及び利益の保護

(1) 厚生福利制度

ア 厚生制度

職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を、条例の定めにより旭川市職員福利厚生会に委任し、実施しています。

文化教養・体育奨励事業、レクリエーション親睦事業、給付事業等を行っています。同会の平成30年度の会員数は、3,020人。市からの交付金の額は12,783千円で、会員会費と交付金の負担比は1:0.22です。

イ 共済制度

職員の病気や負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡または、被扶養者の病気や負傷、出産、災害、死亡に関して適切な給付を行うことを目的とした相互救済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています。

(2) 公務災害補償

職員が公務により死亡や負傷、疾病にかかったり、公務上での負傷や疾病で死亡や障害の状態となったりした場合に、本人や遺族、被扶養者に、これらが原因となって受けた損害を補償する制度です。なお、公務災害の発生件数は次のとおりです。

	平成29年度	平成30年度	前年度比
公務災害	20件	19件	▲1
通勤災害	3件	7件	4
計	23件	26件	3

11 特別職の報酬等の状況

(1) 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長、副議長、議員

(平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	(条例規定額) 1,050,000円	(削減後の額) 861,000円
	副市長	865,000円	787,150円
	教育長	760,000円	691,600円
	常勤の 監査委員	710,000円	646,100円
報 酬	議 長	625,000円	
	副議長	555,000円	
	議 員	515,000円	
期末手当	市 長	(条例規定割合)	(削減後の割合)
	副市長	6月期 2.225月分	1.925月分
	教育長	12月期 2.225月分	2.225月分
	常勤の 監査委員	計 4.45月分	4.15月分
	議 長 副議長 議 員	上記市長等の例による	

(2) 各種行政委員会委員

(平成31年4月1日現在)

委員の名称		報酬	
教育委員会	委 員	月額	110,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	71,000円
	委 員	月額	45,000円
公平委員会	委員長	日額	15,000円
	委 員	日額	12,000円
監査委員			
議会の議員のうちから選任された者		月額	57,000円
識見を有する者の中から選任された者		月額	165,000円
農業委員会	会 長	月額	66,000円
	副会長	月額	55,000円
	部会長	月額	46,000円
	副部会長	月額	39,000円
	委 員	月額	34,000円
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額	9,300円
	委 員	日額	7,700円

12 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成30年度）

- | | |
|-------------|----|
| (1) 継続件数 | 0件 |
| (2) 措置要求の件数 | 0件 |

13 不利益処分に関する審査請求の状況（平成30年度）

- | | |
|-------------|----|
| (1) 継続件数 | 0件 |
| (2) 審査請求の件数 | 0件 |

14 苦情処理の状況（平成30年度）

- | | |
|-------------|----|
| (1) 継続件数 | 0件 |
| (2) 苦情相談の件数 | 0件 |